

<木原稔議員ご発言（第3回議連・議事録抜粋）>

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

実際に、県立病院で「(障がい者を)入院させるのはOKやけど、させるんやったら日当2万円以上の付き添い費用を施設で全部払ってくれるならOK」と、そこまで言われてますんで。

○参議院議員 木村義雄

それは知事がボロなんじゃないの？

あその知事は、ちょっと医療に関しては…※

千葉県の話？

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

いや、奈良の話です。

○参議院議員 木村義雄

奈良でしょ。奈良県の知事はね、変わってるんですよ。

診療報酬は普通1点10円なのに、奈良県は9円にしろって言って頑張っている変な知事なんだよなあ。

奈良県の事は奈良県で解決していただかないと。

○参議院議員 三原じゅん子

とりあえず、木原先生を先に。

○衆議院議員 木原稔

今回視察には行けませんでした。報告書を見させていただいてですね、今後の検討課題として、具体的にあがってきているものは、まさしく現場の課題だろうと思っております。

この件について私は、何点か回答できることがあれば、お伺いしたいなど、そういう印象を持っております。

たとえば、終の棲家なんかでは、いったい何をもって終の棲家というのかと。

これは、障がい者、知的障がい者の定義はないんでしょうけど、終の棲家とは(厚労省は) どういう風に思っているのか。

おそらく突き詰めていくと、憲法の25条の、健康的な文化的な最低限度の生活を追及して、人権にも配慮してっていうことになるんでしょうけど、そのあたりのところをもっと明確にしていくべきだろうと思います。

また、最後の相談支援事業所がボトルネックとなって福祉サービスを利用することができないというところですね。これも一体どうやったら解消するのか

## <野田聖子会長ご発言（議員総会・議事録抜粋）>

点をどんどんぶつけていながら、私たち自身が障がいをもった1人として、当事者感覚でやってけるようになればいいなと思っています。

最後に、先日谷垣先生に会ってきました。

谷垣先生が仰ったのは、障がい者になってみて分かったことがいっぱいある。自分では一生懸命、障がい者の為に尽くしてきたつもりだし、予算もつけていたつもりだし、制度も作ったつもりだけれども、実際自分になると相当ずれているところがある。

皆さんが当事者になってくれるというのは無理だけど、せめてやはり「自立」って言葉はある程度できる障がい者の人だけ、「自立」って言葉すら言えない障がい児者は、その背景にもっともっといるっていう、その厳しい現実をこの議員連盟ではしっかり受け止めてくれる、そんな力強い活動ができたらいいなっていう風に母としても願っています。

ぜひとも先生方にも、そういう決して障がい者と関わることは綺麗事じゃなくて本当に親は生きるか死ぬかの本当に嫌だなと思うことが多い中で、運命を背負って生きているところを嫌がらずに聞いていただきたい。そして、万が一自分が当事者だったときに安心して暮らせるような、保険をかけるつもりで、私たちのややもすると我儘に聞こえるような発言も受け止めていただけたら、有難いなと願っています。

今「ワンチーム」って流行っているんですけど、障がい者に対してはワンではなく、「家族でワンチーム」としてやってきたことをどうもこの国はすっぽ抜けていて、「個人の自立」だけが強調され、家族がいて初めて成り立っている前提がすっ飛ばされている気がしてなりません。

そのワンチームの仲間たちが一番懸念しているのは、チームの一員である我々親が欠落したときに、（障がいを抱えた）彼らが本当に社会に出てきて生きていけるのかどうか全く見えてきていない現状なんだということを改めて皆さんにお伝え申し上げて、1つでも2つでも先生たちの力を頂いて改善できるように願っています。

拙い挨拶になりましたけれども、一生懸命頑張っていきたいと思います。

どうぞよろしくお願い致します。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

先生に新会長を引き受けていただいて本当に良かったなと、今皆様方が思った気持ちが本音ではないかなと思っています。

## <三和会・藤澤氏発言（第4回議連・議事録抜粋）>

木村先生ありがとうございました。厚労委員会、頑張ってください。

これからですけれども。役所の方々もお疲れ様でした。

また、次の勉強会に向けて、出席者皆さんの意見徴収して、またご質問等々をおつけたいと思いますので、今後もお世話になると思います。

（関係省庁 退室）

ご出席の皆様方は、まだ時間ございますので、質疑応答の応答はなくなりますけど、質問とか、これだけは言っておかなあかんというのをちょっと聞かしてください。記録にとりまして次回の、これで終わりの訳やないですから、次の質問にさせていただきます。先ほど三原先生もまとめてくれましたように、6月中には今の提言の内容をプレス発表する予定です。

プレス発表してもそれで終いやなくて、まず直ぐに対応可能な政省令や通達レベルで問題点を変えてもらおうやないかと。

基本的なところは、例えば知的障がい者の定義に関しては、さっきご発言もあったけれども、逆に言えばIQ70で切る切れへんにしたって、それさえ何にも決めてない。担当者の気分次第で知的障がい者にするかしないかを決められても困る。はっきり言って県職員気分次第で決めている。

そういう状況で、少なくとも定義化ぐらいしてよ。そしたらそれに対して、議論も反論もできる。あるいはそれに対して、こういうようなプラスαをやるべきだっていう意見も出てくるんちゃうかなと私は思ってます。

今日ここに来られていない先生方も含めると、この議員連盟には40人近い先生方が所属してはって、力貸すぞ言うてくれてるんやから、最終的には法案提出はできる訳です。本当にやってもらいたいと思ってます。

まずは、今日絶対これ言うとかなまずいと思われることがありましたら、仰ってください。記録とりますから。はい。どうぞ。

### ○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

先生方、障害福祉課の方々いなくなっちゃって、非常に残念なんですけども、私、説明しようと思って資料作ってきたんですよね。

私の法人事になってしまって、貴重な時間に申し訳ないんですけども。

私どもの法人は、昭和53年6月に標高500Mのところ施設作った。

元々その場所へ作る予定ではなく本来は太田市へ作る予定だったんけども、地元から、ものすごい反対運動があって、県の障害福祉課からは「藤澤さん諦めなよ。あそこじゃ無理だよ」って言われるので、仕方がなかったんです。何しろ土地購入については補助金がないもんですから。

土地が安い標高500mの場所ですが、これまで安心して施設運営して20年間、25年、30年近く経ちましたら、土砂災害防止法って法律ができたんですね。

それで、土砂災害防止法に基づいて、今度はハザードマップができて、そのハザードマップを市が配布した。そうしたら、私の施設の西側は土砂災害警戒区域に指定されて、がけ崩れ地域に指定されているわけです。

(このままでは、施設修繕等を行うためには大規模な擁壁工事を行う必要が生じるので)それでこれは大変だったことで、平成18年から県になんとかしてください、協力してくださいってお願いしに行っているんですが、未だに全く返事がありません。

無関心なんでしょうね。無関心でこれでは埒が明かないなって思って、最近は国土強靱化計画なるものが進行していますので、国土強靱化計画の中にもしや災害関係、土砂災害関係の補助等があるのかなって見ました。そうしたら、社会福祉施設の中で地震、耐震関係についての補助金はあるけども、土砂災害については何もないんですよ。

これは全く酷いことで、土砂災害防止法で勝手に特別警戒区域に指定され、土地をいじる場合には擁壁等の設置を求められるため、施設の建て替えすらもままならない状態になってしまった。

多分、私のような法人が全国に結構あるんじゃないかなと思うんですよ。

それについて、国は何も、社会福祉施設、障がい者施設の何でもいいんですけど、それに関する手当を考えてくれないっていう状況があります。

要するに土砂災害で死亡者が出て初めて、それは大変でしたね対策しましょうかと、そんな程度でしか障がい者の事考えてないのかっていうのが私は非常に腹立たしく思っています。

私の施設ばかりじゃなくて、施設っていうのは安い土地求めて、山里であるとか山間地に作るなんてことは結構あるもんですからね。

是非、国土強靱化計画の中に入れてもらうなり、土砂災害防止法の中に社会福祉施設も入れてもらうなりして補助対象にしてもらわないと、どうにもならないんですよ。

私共としては、土砂災害防止法に指定されて、施設の西側が否定されちゃった為に、群大の理工学教授呼んで勉強会をやりました。

その教授が言うには、警報が出たらすぐ逃げてくださいとのこと。でも、逃げてくださって言ったって、夜間3人の職員で80人の利用者をどうやって逃がすんですか。

じゃあ、(近隣施設の)余剰職員をまわそうと提案したら、新たな職員は絶対呼ばないでくださいって言うんですよ。それは、新たに呼んだ職員が2次災害

に遭う恐れがあるからだ。

そしたら、法人としては、今の場所から完全に撤退する以外にないじゃないですか。警報が出たら逃げる隙もないんですよ。是非これは、全国の障がい者施設の為にも考えていただきたいです。よろしくお願いします。

○障がい者福祉研究所代表 足高慶宣

ハッキリ言って今の話、全国の法人どこでも皆が思ってる話やないですか？

言葉飾るからややこしいんですけど、昔は行政が障がい者施設をタダみたいな地面に対して、ゴミ箱みたいに割り振っていったっていうのは、昭和30年代、40年代の国策やねんから、それ以上のことを期待したってしかたないでしょ。

例えば、今の話、激震災害なんて発生した時、大体職員が3人・4人で利用者80人の対応をどうします？できるわけがない。

元々できるわけのない人員配置を整備して、何かあった時どうするの？人を預かって、何かあった時にどうできる？例えば、外部から変な人が来て、相模原の事件みたいなことになったらどうする？あるいは施設の障がい者同士でなんかもめたらどうする？

本当にそういう場合、どうします？

夜、夜中一人の従業員で20人位の利用者を看ているわけですよ。でも、それでも制度的には問題ない。だったらそれで問題が生じた時にどう対応する？

国がまずやらかなあかんのは、避けようがない問題が生じた時に、我々事業者にどこまで義務や責任があるか、というその基準の制定ではないのかと。

今までやってた事業者さん、よく国をほったらかしにできたなとも思う。本当に綺麗ごとの話ではなく、避けようのない問題が生じたとき、事業者としても被れる責任、被られへん責任はあるんやから。そこは明確化してもらわんと。

そういうこともひっくるめて、法改正をしていかなあかんやろうと思います。

今、お話されたこと、地元地域も無茶言いますわな。施設の周りを鉄柵でかこめ、障がい者の顔を見たくないから外に出て来るな、近所来るなとか、施設を作るときは皆そんな話聞かされたでしょ？

それが日本のリアルな現実。それをまた、行政側は、周辺地域の建設同意をとってこいって指導して、事業者側に全部責任を丸投げしている。

法律に周辺地域の同意が必要とはどこにも書いてない。でも、同意を取ってこないと行政側は認可を出さへん。リアルはそんな話。

そういうことをハッキリ言って欲しいし、皆さん方で、今日来られてる方でも、寄付金取っておられるような施設もあるかもしれんし、ないかもしれせん。寄付金にしても、うちはこれだけのサービスを提供するから寄付金が必要だとか、取るんだったらハッキリと説明したらええと思う。

## <若宮福祉会・渡氏発言（第4回議連・議事録抜粋）>

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございます。

では女性の方、お願いします。

○渡雅代（社会福祉法人 若宮福祉会 理事長）

福岡から参りました、若宮福祉会の渡と申します。

先ほど最初に療育手帳のお話をされていた方がいらっしゃいましたが、療育手帳のA判定、B判定について、私も30年近くAとBとどう違うのっていう点は、凄く私の中で悶々としております。

療育手帳を持ったっていうだけで障がい者に格付けされてしまった。

自立支援法に変わって支援制度が変わって、更に煩雑になってきているんですね。それに区分判定というのがございます。

障害福祉サービスを利用する場合、区分判定を受ける必要があって、6区分に分けられたり、これは介護保険なの？っていう感じで制度化されてしまった。

まあ、それは仕方ないのかな、そういった制度だからって思って、流れのままにきてしまっているのが現状です。

この療育手帳のAとBの大きな違い、両者でどう違うんですかっていうことですが、医療費控除の点で大きく異なってきます。

病院に入院したり通院したとき、A判定の利用者さんは、負担金がございます。要するに1%払ったら、あとで重度心身医療費っていう部分で帰ってきます。

でもB判定の子たちは、病院に通院したり入院すると3割負担なんです。

この3割負担の違い、療育手帳がB判定になってしまい、医療証を持ってないだけで、3割負担は…。私たち健常者は3割負担を納得して払ってるんです。

でも障がい者の財産っていうのは、障がい者年金です。この年金の中で3割負担は非常に重い負担になります。本当にこの子は病院にかかせないように、どうにかして病院に行かないように予防しても、病院にかかるときはかかります。

私のように急に骨折してみたり、捻挫してしまったり、注意をしてもなります。ですから、そういう人の医療費なんかは先生方、どのようにお考えなのかなど。厚労省の方はどのようにお考えになっていらっしゃるのかなっていうのをちょっと聞きたいと思います。

それと福岡県の中で、福岡市は政令指定都市が2市あります。北九州と福岡市は全然違うんです。福岡市と北九州市の利用者さんは、本当に格差がありまして、この地域格差もどうにかならないかという風に考えて毎日悩んでおります。

どうぞよろしくお願い致します。